

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 26 日

金 曜 日

第 3818 号

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始 3

選挙管理委員会告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部訂正

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 4

公 告

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 6
- 落札者等の公示 7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第412号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 9 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

東一宮（5）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号

高岡市		伏木東一宮		1230番2	標柱1号
		〃		1130番	標柱2号
		〃		319番2	標柱3号
		〃		319番2	標柱4号
		〃		1239番	標柱5号
		〃		1233番1	標柱6号
		〃		1224番	標柱7号

(砂 防 課)

富山県告示第413号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 9 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 上滝山室線	富山市太田字中田 106番7 から	変更前		最大 6.6 最小 6.6	58.4	富山土木 センター
	富山市太田字惣見62番20ま で	変更後		最大 17.8 最小 12.3	58.4	
県道 館本郷添島線	富山市婦中町下井澤3485番 から	変更前		最大 21.2 最小 13.8	73.8	富山土木 センター
	富山市婦中町下井澤3485番 まで	変更後		最大 20.8 最小 12.0	73.8	

県道 高岡環状線	高岡市蓮花寺 217番5 地先 から	変更前	A	最大 27.7 最小 6.0	3028.4	高岡土木 センター
			B	最大 45.0 最小 5.5	1682.2	
	高岡市上伏間江58番地先ま で	変更後	A	最大 27.7 最小 6.0	3028.4	
			B・C	最大 55.1 最小 5.5	2900.8	

富山県告示第414号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 上滝山室線	富山市太田字中田106番7から 富山市太田字惣見62番20まで	平成26年9月26日	富山土木センター

富山県選挙管理委員会告示第49号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部訂正について

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について（平成21年富山県選挙管理委員会告示第42号）の表中の一部を次のとおり訂正する。

平成26年 9 月 26 日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

所在地中「富山市安野屋一丁目 1 番42号」を「富山市安野屋町一丁目 1 番42号」に改める。

富山県公安委員会告示第129号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成26年 9 月 28 日から施行する。

平成26年 9 月 26 日

富山県公安委員会

委員長 高 木 繁 雄

別表第 1 (1)通行禁止

富山市の項第 245号を次のように改める。

245		削 除				
-----	--	-----	--	--	--	--

高岡市の項第 231号の次に次の 1 号を加える。

232	市道	高岡市佐野 667先交差点から 同 和田1310先北方交差点 まで	200	終日	大型等	
-----	----	---	-----	----	-----	--

南砺市の項第45号を次のように改める。

45	市道	南砺市川西11-2先から 同 福光 470-3先まで	650	終日	大貨等	
----	----	-------------------------------	-----	----	-----	--

別表第 5 最高速度

入善町の項第 80 号の次に次の 1 号を加える。

81	町道	入善町櫛山 23 先交差点 入善町櫛山 130-25 南方約 70m 先交差点 入善町櫛山 728 南方交差点 入善町櫛山 2 先交差点 を結ぶ道路及び櫛山用水で囲 まれた区域内の道路	2,786	終日	30
----	----	--	-------	----	----

黒部市の項第 106 号の次に次の 1 号を加える。

107	市道	黒部市荻生 2380 東方約 90m 先交差点 同 荻生 2533 先交差点 同 荻生 2678-2 西方約 70m 先交差点 同 荻生 2781 西方約 40m 先交差点 を結ぶ道路で囲まれた区域内 の道路	4,123	終日	30
-----	----	--	-------	----	----

富山市の項第 857 号の次に次の 1 号を加える。

858	市道	富山市米田町二丁目 12-19 先 米田二丁目交差点 同 米田 42-1 先交差点 同 米田 42-1 東方約 300m 先北陸本線 同先 豊田本町三丁目 24-16 同先 豊田町二丁目 7-32 先 豊田東交差点 を結ぶ国道 8 号、県道八幡田 稲荷線、北陸本線、市道で結 ばれた区域内の道路	7,261	終日	30
-----	----	---	-------	----	----

高岡市の項第 1 号を次のように改める。

1	高岡市内の 高速自動車 国道、県道、 市道その他 の道路	高岡市内全域（これと異なる 指定区域及び別に定めた区間、 ならびに、高速自動車国道北 陸自動車道のうち、本線車道、 加速車線および減速車線を除 く。）	986,026	終日	40
---	--	--	---------	----	----

高岡市の項第 446 号の次に次の 3 号を加える。

447	市道	高岡市中曽根 505-1 先 中曽根（西）交差点 同 中曽根 262-1 先 中曽根交差点 同 中曽根 2395 先交差点 同 中曽根 2895 先交差点 を結ぶ県道新湊庄川線、県道 姫野能町線、市道で結ばれた 区域内の道路	2,955	終日	30
-----	----	--	-------	----	----

448	市道 井口本江18 号線	高岡市井口本江 419-1先交差 点から 同 井口本江 172先交差点 まで	300	終日	40	
449	市道	高岡市上牧野 154-8先交差 点から 同 下牧野3058先交差点ま で	500	終日	40	

砺波市の項第89号を次のように改める。

89	市道 祖泉千保線	砺波市千保90先交差点から 同 千保46先交差点まで	240	終日	30	
----	-------------	-------------------------------	-----	----	----	--

砺波市の項第 130号の次に次の 1 号を加える。

131	市道	砺波市柳瀬 982-10 北方約90m 先交差点 同 祖泉 283先交差点 同 祖泉 247 西方約 100m 先交差点 同 千保90 北方約40m 先交差点 を結ぶ道路で囲まれた区域内 の道路及び 砺波市柳瀬 982-10 北方約90m 先交差点から 同 祖泉 283先交差点まで 同 祖泉 247 西方約40m 先交差点から 同 千保90 北方約90m 先交差点まで	7,920	終日	30	
-----	----	--	-------	----	----	--

別表第 9 (1)駐車の方法

富山市の項第 7 号を次のように改める。

7	県道 富山港線	富山市奥田寿町19- 108 奥田ビル1号棟カナヤ理容 店前から 同 奥田寿町6- 128 奥田ビル3号棟富山不動産 情報サービス前まで	200	9~24	駐車方法 標示線内 に平行駐 車するこ とができ る。	
---	------------	---	-----	------	--	--

~~~~~  
公 告  
~~~~~

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があつ

たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月26日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画用途地域

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年9月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム1トン袋詰） 予定数量 5,500トン

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

平成26年9月8日

4 落札者の氏名及び住所

日栄商事株式会社 石川県金沢市南新保町口35番地

5 落札金額

1トン当たり12,960円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年7月16日

